

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年7月3日
【会社名】	東京急行電鉄株式会社
【英訳名】	TOKYU CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 高橋 和夫
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区南平台町5番6号
【電話番号】	(03) 3477-6168番
【事務連絡者氏名】	財務戦略室 主計グループ 課長 小田 克
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区南平台町5番6号
【電話番号】	(03) 3477-6168番
【事務連絡者氏名】	財務戦略室 主計グループ 課長 小田 克
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2019年6月27日開催の当社第150期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円

総額6,093,135,830円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

第2号議案 吸収分割契約承認の件

2019年10月1日をもって鉄道事業を分社化するため、鉄道事業（軌道事業を含む）に関して有する権利義務を東急電鉄分割準備株式会社に吸収分割の方法により承継する。

第3号議案 定款一部変更の件

(1) 事業持株会社として、開発機能と、資産ポートフォリオマネジメント機能を担うとともに、成長戦略を推進する役割を明確にするため、2019年9月2日を効力発生日として、現行定款第1条（商号）を変更する。

(2) 当社および子会社における事業内容の拡大に対応するため、現行定款第2条（目的）の事業目的の一部を変更する。

第4号議案 取締役15名選任の件

野本 弘文、高橋 和夫、巴 政雄、渡邊 功、星野 俊幸、市来 利之、藤原 裕久、高橋 俊之、濱名 節、堀江 正博、村井 淳、小長 啓一、金指 潔、蟹瀬 令子および岡本 圀衛の15名を取締役に選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

松本 拓生を補欠監査役に選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	4,742,862	5,091	1,002	(注) 1	可決 (98.83%)
第2号議案	4,738,519	9,399	1,002	(注) 2	可決 (98.74%)
第3号議案	4,741,123	6,825	1,002	(注) 2	可決 (98.80%)
第4号議案				(注) 3	
野本 弘文	4,418,413	325,230	5,221		可決 (92.07%)
高橋 和夫	4,558,937	185,707	4,222		可決 (95.00%)
巴 政雄	4,621,398	95,862	31,610		可決 (96.30%)
渡邊 功	4,624,461	92,799	31,610		可決 (96.37%)
星野 俊幸	4,624,615	92,645	31,610		可決 (96.37%)
市来 利之	4,624,763	92,497	31,610		可決 (96.37%)
藤原 裕久	4,623,907	93,353	31,610		可決 (96.35%)
高橋 俊之	4,623,689	93,571	31,610		可決 (96.35%)
濱名 節	4,623,869	93,391	31,610		可決 (96.35%)
堀江 正博	4,597,450	119,807	31,610		可決 (95.80%)
村井 淳	4,597,289	119,968	31,610		可決 (95.80%)
小長 啓一	4,463,454	252,805	32,609		可決 (93.01%)
金指 潔	3,731,057	1,016,810	1,002		可決 (77.75%)
蟹瀬 令子	4,736,992	10,878	1,002		可決 (98.71%)
岡本 圀衛	4,267,809	446,462	34,593		可決 (88.93%)
第5号議案	4,706,959	41,100	1,002	(注) 3	可決 (98.08%)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上